

【第1条関係】中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 中野区職員の給与に関する条例第18条第1項に定める給与を支給される職員(以下「育児休業に伴う臨時的任用職員」という。)のうち、その勤務形態が前2号に掲げる職員に準ずるもの</u></p> <p><u>2 前項第3号に規定する勤務形態が同項第1号及び第2号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく中野区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)の数(以下「勤務日数」という。)が18日(1か月間の日数(中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年中野区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定その他の規程による週休日等(勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日という。以下同じ。)に相当する日は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</u></p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する</p>

場合は、退職手当は、支給しない。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

(2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(4) 前条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第3号に掲げる職員のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 第4条の3の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条～第9条（略）

（退職手当の調整額）

第10条（略）

場合は、退職手当は、支給しない。

(1) 前条各号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

(2) 前条各号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

2 第4条の3の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条～第9条（略）

（退職手当の調整額）

第10条（略）

2・3 (略)

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第19条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。

(1)～(6) (略)

(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(8) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間

5～7 (略)

（勤続期間の計算）

第11条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第3号に掲げる職員にあつては、引き続いた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数）による。

3 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又は育児休業に伴う臨時的任用職員となつたと

2・3 (略)

4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。

(1)～(6) (略)

(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間

(8) 育児短時間勤務等の期間

5～7 (略)

（勤続期間の計算）

第11条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

(1)・(2) (略)

き。

(4) 育児休業に伴う臨時的任用職員（第2条第1項第3号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

4～8 （略）

第12条 （略）

（失業者の退職手当）

第13条 （略）

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) （略）

3～14 （略）

第14条～第24条 （略）

附則 （略）

4～8 （略）

第12条 （略）

（失業者の退職手当）

第13条 （略）

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)・(2) （略）

3～14 （略）

第14条～第24条 （略）

附則 （略）

【第2条関係】中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第9条 （略） （退職手当の調整額）	第1条～第9条 （略） （退職手当の調整額）
第10条 （略）	第10条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第19条第1項の	4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第19条第1項の

<p>規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間</u></p> <p><u>(6) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p> <p>(7) 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p><u>(8) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</u></p> <p><u>(9) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p> <p><u>(10) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間</u></p> <p>5~7 (略)</p> <p>第11条~第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の期間</p> <p><u>(6) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</u></p> <p><u>(7) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)の期間</u></p> <p><u>(8) 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間</u></p> <p>5~7 (略)</p> <p>第11条~第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。)」とする。

（中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の改正規定を削る。

【附則第4項関係】中野区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年中野区条例第38号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>	<p>中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p><u>第10条第4項各号列記以外の部分を次のように改める。</u></p> <p><u>第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</u></p> <p><u>第10条第4項第8号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。</u></p> <p><u>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</u></p> <p><u>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p>